

大阪狭山市ふるさと応援寄附金に係る返礼品取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪狭山市ふるさと応援寄附金要綱(平成20年大阪狭山市要綱第25号)第7条に規定する寄附者(以下「寄附者」という。)に贈呈する返礼品(役務の提供を含む。以下「返礼品」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(返礼品提供事業者の要件)

第2条 返礼品の提供に協力することができる事業者等(以下「返礼品提供事業者」という。)は、次の各号のすべてに該当する者とする。

市税の滞納がない者

大阪狭山市暴力団排除条例(平成25年大阪狭山市条例第4号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しない者

返礼品の適正な品質管理等に努め、事業者等の責任において提供できる者

2 前項の規定にかかわらず、市長が返礼品提供事業者として適当でない判断した場合は、この限りではない。

(返礼品の要件)

第3条 返礼品は、返礼品提供事業者が提供し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

市内において生産されたもの

市内において返礼品の原材料の主要な部分が生産されたもの

市内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)

市のマスコットキャラクター「さやりん」のグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から、市の独自の返礼品であることが明白なもの

前各号に該当する返礼品と当該返礼品との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品が主要な部分を占めるもの

市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が市に相当程度関連性のあるもの

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するものは、返礼品としての取扱いをしないものとする。

金銭類似性の高いもの

換金性又は換価性の高いもの

資産性の高いもの

その他、市長が返礼品として適当でないと判断したもの

(返礼品の提案)

第4条 返礼品提供事業者が返礼品として提案する商品（役務の提供を含む。以下「提案商品」という。）の登録を希望するときは、市がふるさと納税業務を委託する事業者（以下「ふるさと納税業務受託事業者」という。）と事前協議のうえ、大阪狭山市ふるさと寄附金制度特典商品等応募用紙（別記様式。以下「応募用紙」という。）に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

提案商品の写真及びその画像データ

会社概要のわかるもの

提案商品の概要がわかるもの

その他、市長が必要と認めるもの

- 2 前項に基づき応募があった提案商品について、前条第1項各号のいずれにも該当しない、又は同条第2項各号のいずれかに該当していると市長が判断した場合、市長は、ふるさと納税業務受託事業者を通じ、改めて事前協議のうえ、応募用紙及び前項の各号に定める書類を再提出するよう求めるものとする。

(返礼品の登録)

第5条 市長は、返礼品提供事業者から前条第1項に基づき応募用紙の提出があった提案商品について、第3条第1項の規定に該当している場合は、返礼品として登録する。

- 2 返礼品提供事業者は、前項の規定により登録した内容を変更するときは、当該内容を変更する日の概ね1月前までに変更後の応募用紙を市長に提出しなければならない。なお、変更内容の適用については、広報等による周知又はシステム運用上の都合等により、変更を希望する日のおり適用することを確約するものではない。
- 3 返礼品の調達に要する費用の額（消費税及び梱包費等の必要な経費を含む。）は、寄附金額の3割を超えないものとし、寄附金額に対する返礼品の価格は別に定める。
- 4 返礼品として登録された返礼品の調達に係る費用及び送料は、ふるさと納税業務受託事

業者を通して、市が負担するものとする。

(返礼品の登録の取り消し)

第6条 市長は、返礼品提供事業者又は返礼品が次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、前条の返礼品の登録を取り消すものとする。

応募用紙に虚偽の記載があったとき

返礼品提供事業者が第2条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき

返礼品が第3条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき

市、寄附者その他関係者に損害を及ぼしたとき

その他、市長が返礼品提供事業者又は返礼品として適当でない判断したとき

(返礼品の登録辞退)

第7条 返礼品提供事業者は、第5条第1項の登録を辞退するときは、辞退する日の概ね1月前までに、ふるさと納税業務受託事業者を通して、その旨を市長に申し出なければならない。なお、辞退の適用については、広報等による周知又はシステム運用上の都合等により、辞退を希望する日のおり適用することを確約するものではない。

(返礼品提供事業者の責務)

第8条 返礼品提供事業者は、この要領及び関係法令等を遵守するとともに、寄附者への返礼品の提供等を起因として発生した事故やトラブル等については、市と協議の上、適切に処理対応を行わなければならない。

2 返礼品提供事業者の責により発生した事故等については、その瑕疵を担保しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第9条 返礼品提供事業者は、返礼品の発送等により取り扱う個人情報(以下「個人情報」という。)について、関係法令等を遵守し、厳重かつ適切に取り扱わなければならない。

2 返礼品提供事業者は、個人情報を返礼品の送付並びに市及び返礼品のPR以外の目的で使用してはならない。

附則

1 この要領は、令和元年6月1日から施行し、同日から適用する。

2 この要領の施行の日(以下「施行日」という。)前において、既に市長が返礼品として定めているものは、施行日において、第5条の規定により、返礼品の登録をしたものとみ

なす。

附則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。